

市 民 税

Q

個人市民税と所得税はどう違うのですか。

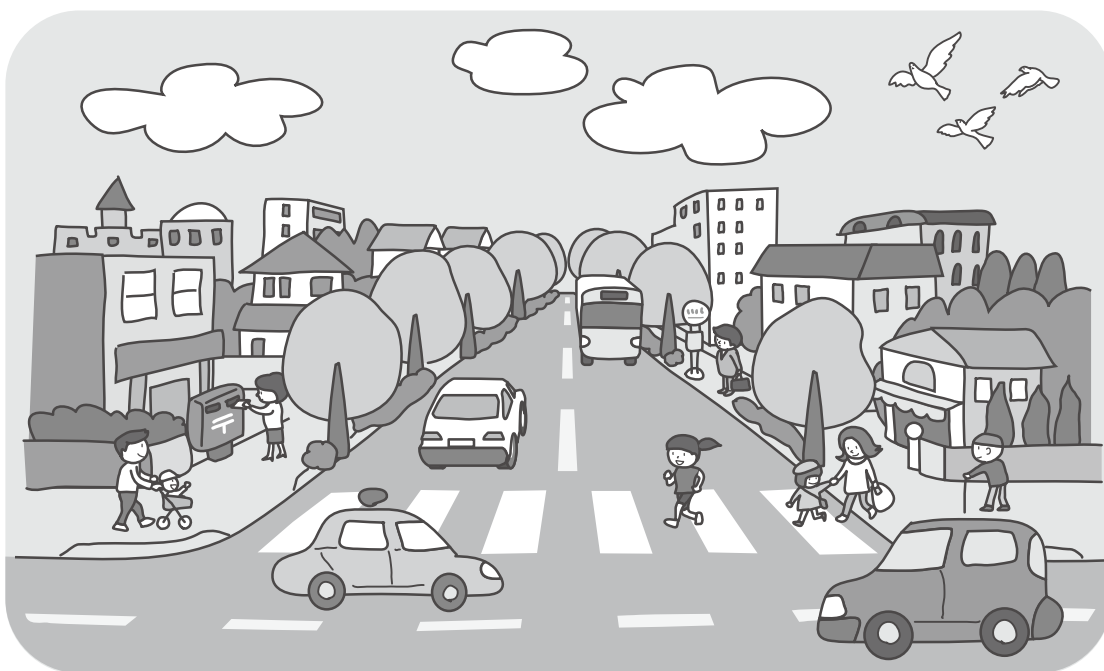
A

個人市民税も所得税も所得に課税するという点では共通です。また、所得の算出方法もほとんど同じですが、次のような点が異なります。

- 個人市民税は越谷市に納めていただく税金ですが、所得税は国に納める税金です。
- 所得税はその年の所得に対してその年に課税されますが、個人市民税は前年の所得に対してその翌年に課税されます。
- 個人市民税には、広く市民の皆さんに負担していただくという趣旨から均等割の制度があります。
- 個人市民税には、障がい者など一定の条件に該当する人には課税されないという非課税の制度があります。
- その他、税率や各種所得控除額などが異なります。

※ 個人市民税と所得税で、所得控除額が異なります。

所得金額から差し引く所得控除額は、所得税より個人市民税の方が少なくなっています。これは、個人市民税には「お住まいの地域の会費」という性格があり、所得を得る能力に応じて、できるだけ多くの人に個人市民税をお願いするという趣旨のためです。





令和7年2月にA市から越谷市に転入しましたが、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税はどちらの市で課税されますか。



市民税・県民税の課税対象となるか否かは、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）現在の状況により判断されます。

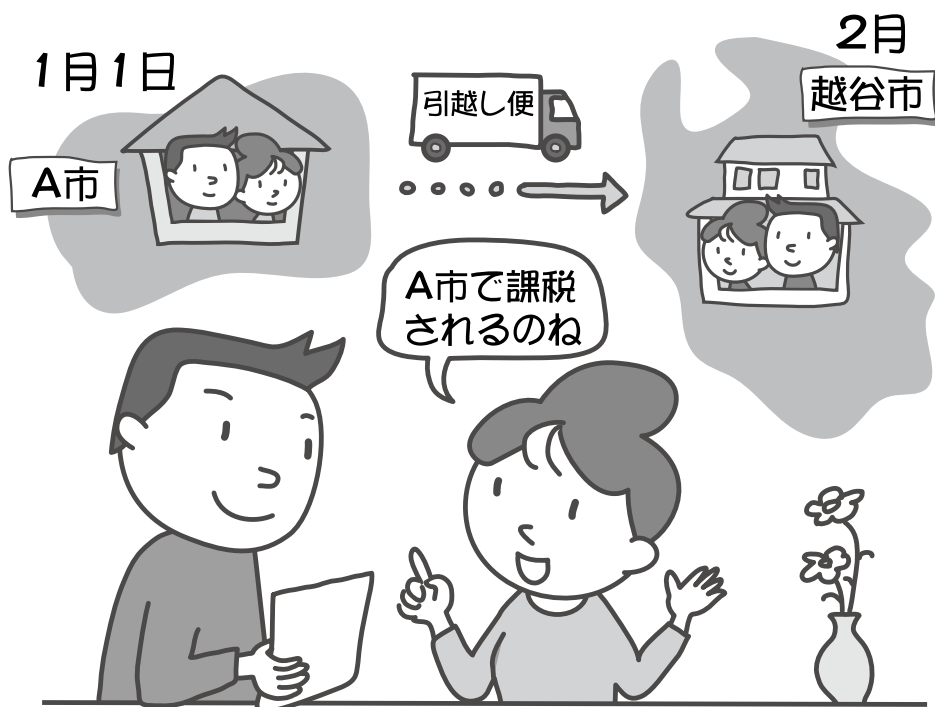
したがって、あなたの場合、令和7年1月1日現在の住所はA市にありますので、令和7年度はA市で課税され、越谷市で課税することはありません。

また、反対に令和7年1月2日以降に越谷市から他市町村へ転出した場合は、令和7年度は越谷市で課税することになります。

以上のとおり、住所の判定により課税の判断をするわけですが、住所がない場合でも1月1日において事務所、事業所、または家屋敷等を持っている場合は、その所在する市町村で市町村民税・道府県民税の均等割が課税されます。

※ 住所の判定

原則として住民基本台帳によりますが、台帳に登録されていなくても賦課期日現在に居住している場合は、その市町村で課税されます。





越谷市は他市と比べて税金が高いということはありませんか。



市民税・県民税には、所得に応じて負担していただく所得割と市民の皆様
に均等に負担していただく均等割があります。

所得割の標準税率は、課税標準額に関わらず市民税 6 % と県民税 4 % の合
計 10 % になりますが、現在は全国ほとんどの市町村でこの標準税率を採用
しており、越谷市が他市に比べて高いということはありません。

また、均等割についても、全国ほとんどの市町村と同様に市民税 3,000 円
と県民税 1,000 円の標準税率を採用しております。（平成 26 年度から令和
5 年度までは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防
災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」
により、特例として標準税率にそれぞれ 500 円ずつ加算（市民税 3,500 円、
県民税 1,500 円）されていきました。）

なお、平成 31 年度税制改正により、令和 6 年度からは、国税である森林
環境税 1,000 円を市町村が国に代わって市民税均等割、県民税均等割と併せ
て賦課徴収することとなります。

◎所得割税率（標準税率）

課税標準額	税 率
一 律	10 % (市民税 6 %、県民税 4 %)

※ 分離課税（土地や建物の譲渡、株の譲渡など）は、所得によって税率が異なります。

◎均等割税率（標準税率）

税 率（年 間）	
市 民 税	県 民 税
3,000 円	1,000 円

◎森林環境税税率（年間）1,000 円

◎所得税の税率（参考）

課税所得金額	所 得 税	
	税 率	速算控除額
195 万円未満	5 %	0 円
195 万円以上 330 万円未満	10 %	97,500 円
330 万円以上 695 万円未満	20 %	427,500 円
695 万円以上 900 万円未満	23 %	636,000 円
900 万円以上 1,800 万円未満	33 %	1,536,000 円
1,800 万円以上 4,000 万円未満	40 %	2,796,000 円
4,000 万円以上	45 %	4,796,000 円

※ 平成 25 年から令和 19 年までは、復興特別所得税として、所得税額に 2.1 % を乗じた
額が加算されます。



市民税・県民税・森林環境税の非課税制度に該当するのは、どのような人ですか。



賦課期日である1月1日現在の状況が次の要件に該当する場合は、市民税・県民税の均等割、所得割またはそのいずれも課税されません。また、森林環境税の非課税要件は、市民税・県民税の均等割の非課税要件と同様となります。

◎市民税・県民税の均等割も所得割も課税されない人

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が1,350,000円以下（給与収入金額では2,044,000円未満）の人

◎市民税・県民税の均等割が課税されない人

- 前年の合計所得金額が次による金額以下の人
 - ①配偶者や扶養親族がいない人
415,000円
 - ②配偶者や扶養親族がいる人
 $315,000円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 289,000円$
(例) 本人と扶養している配偶者、子2人の場合
 $315,000円 \times 4人 + 289,000円 = 1,549,000円$

※ 同一生計配偶者とは

前年12月31日現在（年の中で死亡した人はその死亡日現在）で生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の人（ただし、事業専従者は除く）

◎市民税・県民税の所得割が課税されない人

- 前年の総所得金額等の合計額が次による金額以下の人
 - ①配偶者や扶養親族がいない人
450,000円
 - ②配偶者や扶養親族がいる人
 $350,000円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 420,000円$
(例) 本人と扶養している配偶者、子2人の場合
 $350,000円 \times 4人 + 420,000円 = 1,820,000円$

※ 総所得金額等の合計額と合計所得金額について

総所得金額等の合計額と合計所得金額は、どちらも各所得金額の合計額です。ただし、繰越損失（一部の所得と控除については損失を翌年に繰り越すことができる制度）がある方は、それを適用した（損失分を差し引いた）金額が総所得金額等の合計額となり、適用前の金額が合計所得金額となります。

Q

個人の市民税・県民税・森林環境税の税額は、どのように計算されるのですか。

A

個人の市民税・県民税・森林環境税の税額は、所得に応じて負担していただく所得割と均等に負担していただく均等割と森林環境税の税額の合計額となります。

越谷市における均等割は 4,000 円となっており、令和 6 年度からは、国税である森林環境税 1,000 円が均等割と合わせて課税されます。所得割については次により算出します。

$$\begin{aligned} & \text{収入} - \text{必要経費} = \text{所得金額} \\ & \quad \downarrow \\ & \frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}}{\downarrow} = \text{所得割額} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{「課税標準額」といいます。}(1,000 \text{ 円未満切り捨て}) \\ & \text{所得割額} + \text{均等割額 (4,000 円)} + \text{森林環境税額 (1,000 円)} \\ & = \boxed{\text{市民税・県民税・森林環境税年税額}} \end{aligned}$$

所得割額の税額計算をするうえで、その基礎となるのは、所得金額です。この所得金額は一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算されます。

また、課税標準額は所得金額から所得控除額を差し引いたものであり、一般的にはこの課税標準額に税率を適用すると税額が算定されます。



◆ 計算してみましょう。

Aさん	45歳	サラリーマン		
妻	40歳	控除対象配偶者	控除額	33万円
こども	大学生	19歳	特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	控除額 45万円
こども	高校生	18歳	扶養親族（16歳以上19歳未満）	控除額 33万円
こども	中学生	15歳		控除額 0円

〈Aさんの収入等状況〉

a 給与収入	6,000,000円	b 社会保険料	348,605円
c 生命保険料	120,000円	d 地震保険料	10,000円
(旧契約の生命保険料)			

〈Aさんの市民税・県民税・森林環境税〉

- ① 給与収入 6,000,000円 ⇒ 給与所得 4,360,000円
 ※ この場合、給与収入 × 80% - 440,000円 が給与所得になります。
 計算式については16ページを参照してください。

- ② 所得金額 4,360,000円 - 所得控除額 1,928,605円 = 課税標準額 2,431,395円
 ※ 課税標準額は、1,000円未満切捨てになります。 ÷ 2,431,000円

(内訳)	(内訳)
給与所得 4,360,000円	社会保険料控除額 348,605円
	生命保険料控除額 35,000円
	地震保険料控除額 5,000円
	基礎控除額 430,000円
	配偶者控除額 330,000円
	特定扶養控除額 450,000円
	扶養控除額 330,000円

※ 各所得控除の内容、控除金額については、18～20ページを参照してください。
 ※ 所得控除の額は、所得税とは異なりますので、36・37ページを参照してください。

- ③ (課税標準額 2,431,000円) × 税率 6% - (調整控除 1,500円) = 市所得割 144,360円
 (課税標準額 2,431,000円) × 税率 4% - (調整控除 1,000円) = 県所得割 96,240円

- ④ (市所得割 144,360円) + (市均等割 3,000円) ÷ 市民税の額 147,300円 (ア)
 (県所得割 96,240円) + (県均等割 1,000円) ÷ 県民税の額 97,200円 (イ)
 ※ 市民税の額、県民税の額は、それぞれ100円未満切捨てになります。

- ⑤ (ア) + (イ) + 森林環境税 1,000円 = 市民税・県民税・森林環境税の額 245,500円

※ 定額減税は、令和6年度分（一部令和7年度分）のみ適用されるため、このページの計算には、定額減税は含んでおりません。



年金収入のみで同一生計配偶者や扶養親族はいませんが、市民税・県民税・森林環境税は課税されますか。



年金には公的年金等（国民年金・厚生年金など）とそれ以外の生命保険契約などに基づく年金とがあり、それぞれ「雑所得」としてその所得金額が計算されます。

〈年齢が 65 歳未満の場合〉

収入金額が 600,000 円までは、所得金額が 0 円となり、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

〈年齢が 65 歳以上の場合〉

収入金額が、1,100,000 円までは、所得金額が 0 円となり、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

しかし、上記の金額を超えますと次の表により所得金額が算定されます。

9 ページの非課税制度についての説明のとおり、「前年の合計所得金額が、同一生計配偶者や扶養親族がいない人で 415,000 円以下」は市民税・県民税の均等割と森林環境税が課税されません。また、「前年の総所得金額等の合計額が、同一生計配偶者や扶養親族がいない人で 415,000 円超 450,000 円以下」であれば市民税・県民税の均等割と森林環境税の 5,000 円のための課税で市民税・県民税の所得割は課税されません。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	所得金額（雑所得）
65 歳以上 (昭和 35 年 1 月 1 日 以前生まれの人)	1,100,000 円以下	0 円
	1,100,001 円～ 3,299,999 円まで	収入 － 1,100,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円まで	収入 × 75% － 275,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円まで	収入 × 85% － 685,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円まで	収入 × 95% － 1,455,000 円
	10,000,000 円～	収入 － 1,955,000 円
65 歳未満 (昭和 35 年 1 月 2 日 以後生まれの人)	600,000 円以下	0 円
	600,001 円～ 1,299,999 円まで	収入 － 600,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円まで	収入 × 75% － 275,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円まで	収入 × 85% － 685,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円まで	収入 × 95% － 1,455,000 円
	10,000,000 円～	収入 － 1,955,000 円

※ 「65 歳未満」であるかどうかの判定は、収入のあった年の 12 月 31 日の年齢によります。

※ 公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合は所得金額に 10 万円を加算、2,000 万円超の場合は 20 万円を加算して計算してください。

※ 遺族年金・障害年金などは非課税所得のため課税の対象になりません。

市
民
税

〈Bさんの市民税・県民税・森林環境税〉

※ この場合、年金収入から 1,100,000 円を引いたものが雑所得になります。

※ 課税標準額は、1,000 円未満切捨てになります。 ÷ 621,000 円

(所得控除額内訳)

基礎控除額 430,000 円

※ 基礎控除額は、所得税とは異なりますので、36・37ページを参照してください。

$$(\text{課税標準額 } 621,000 \text{ 円}) \times \text{税率 } 4\% - (\text{調整控除 } 1,000 \text{ 円}) = \text{県所得割 } 23,840 \text{ 円}$$

(県所得割 23,840 円) + (県均等割 1,000 円) ÷ 県民税の額 24,800 円 (イ)

※ 市民税の額、県民税の額は、それぞれ 100 円未満切捨てになります。

※ 「雑所得」とは、給与や事業、配当などによる所得に当てはまらないものをいいます。公的年金を税法上の所得に分類すると、「雑所得」に該当します。(17ページ参照)

※ 年金から特別徴収されていない自分で支払った国民健康保険税、介護保険料等について社会保険料控除の適用を受けるためには、自分で支払ったことを証明する書類を添えて、税務署へ所得税の確定申告又は、市役所（市民税課）へ市民税・県民税の申告をする必要があります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

※ 定額減税は、令和6年度分（一部令和7年度分）のみ適用されるため、このページの計算には、定額減税は含んでおりません。



妻も働いていますが、妻の年収がどのくらいまでなら私の配偶者控除や配偶者特別控除が受けられますか。

また、妻自身の税金についてはどうでしょうか。



就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除についての所得要件等は次のとおりとなります。

① 配偶者控除

納税義務者に対する所得制限により、納税義務者の合計所得金額が 900 万円を超える場合は、その所得金額の区分に応じて控除額が減少します。

また、合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は適用除外となり、控除の適用を受けることができません。

② 配偶者特別控除

33 万円控除の適用を受けることができる配偶者所得の上限は 100 万円となり、配偶者特別控除の適用を受けることができる配偶者所得の上限は 133 万円となります。

また、納税義務者に対する所得制限の強化により、納税義務者の合計所得金額が 900 万円を超える場合は、その所得金額の区分に応じて控除額が減少します。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は適用除外となり、適用を受けることはできません。

次に、妻の税金についてですが、所得税では所得が 480,000 円（給与収入では 1,030,000 円）以下、市民税・県民税・森林環境税では前年の所得が 415,000 円（給与収入では 965,000 円）以下であれば課税されません。

これを表にしますと次のようになります。

妻の収入	夫の合計所得金額		妻自身の税金	
	1,000 万円以下	1,000 万円超		
965,000 円以下	配偶者控除が受けられる	配偶者控除・ 配偶者特別控除 が受けられない	所得税がかからない	市民税・県民税・森林環境税がかからない
1,000,000 円以下	配偶者控除が受けられる		所得税がかからない	市民税・県民税の均等割と森林環境税がかかる
1,030,000 円以下	配偶者控除が受けられる		所得税がかからない	市民税・県民税・森林環境税がかかる
1,030,000 円超～2,016,000 円未満	配偶者特別控除が受けられる		所得税がかかる	市民税・県民税・森林環境税がかかる
2,016,000 円以上	配偶者特別控除が受けられない		所得税がかかる	市民税・県民税・森林環境税がかかる

※ 妻の収入が一定額を超えると夫の社会保険などの対象からはずれ、妻自身で年金や健康保険に加入しなければならないこともありますので、その取り扱いについては勤務先の係の人にお尋ねください。